

貸出条件緩和債権関係 Q&A 目次

○総論

- (問1) 監督指針における「貸出条件緩和債権」に係る規定のポイント如何。…………… 1
(問2) 中小・地域金融機関にも主要行等と同様の規定を設定するのか。それとも
中小・地域金融機関の特性を踏まえた対応を行うこととなるのか。…………… 2

○各論

- (問1) 「信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出
約定平均金利を基準金利とすること。」とはどういう意味か。…………… 3
(問2) 「基準金利は経済合理性に従って設定されるべきである」とあるが、その中で、
基準金利を、理論値ではなく新規貸出約定平均金利に変更する主旨如何。…………… 3
(問3) 基準金利を新規貸出約定平均金利とすると、元本回収リスクをカバーできていない
金利であっても、基準金利として認めることとなるのか。…………… 4
(問4) 「新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが
確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る
場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること。」とあるが、
(1) 「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に
証明できる方法により求めた金利」とは何か。
(2) 「著しく下回る」とは、具体的に何%程度を想定しているのか。…………… 5
(問5) 同一金融機関で、信用リスクに基づく区分ごとに基準金利の設定が「新規貸出約定
平均金利」を使用したり、「他の方法」を使用したりすることは、許容されるのか。…………… 5
(問6) リスク管理債権は、金融機関の単体ベース及び連結ベースにて開示することが
必要であるが、連結ベースで開示する場合には、連結ベースにて基準金利を設定する
必要があるのか。また、総合的な採算を勘案するにあたっても金融機関側、
債務者側ともに連結ベースで判断するのか。…………… 6
(問7) 金融機関によっては未だに信用格付けなどを行っておらず、「基準金利」を
算出していないところも見受けられる。そのような場合には、債務者の実態により、
貸出条件緩和債権か否かを判断することとなるのか。…………… 6

- (問8) 過去に条件緩和を行ったが、その時点での基準金利と照らし合わせ、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると認められ、貸出条件緩和債権にならなかった。その後、金融経済情勢等の変化等により基準金利が引き上げられ、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと認められるに至った場合、その時点で当該債権は貸出条件緩和債権となるのか。 7
- (問9) 基準金利は、「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」としているが、同等な信用リスクを有している債務者に対する貸出金について、担保・保証の差異や与信期間の差異等はどうのように勘案されるのか。 7
- (問10) 「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかと、「債務者に有利となる取決め」を行っているかどうかは、貸出条件緩和債権の判定上どのような関係にあるのか。 8
- (問11) 他行よりの借換攻勢に対し、防衛目的での他行提示金利程度までの金利引下げは、「競争上の観点」からの改定として「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いないと認められるのか。 8
- (問12) 「担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保」されている場合とは、具体的にどのような場合なのか。また、その利回りはどのように算定するのか。
破綻先については、担保・保証等からの回収結果から、結果的に、その債務者利回りを計算できるが、要注意先について、「担保・保証等による信用リスクの減少により、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されるか否か」をどのように判断するのか。 9
- (問13) 条件緩和後の貸出金の適用金利が基準金利を上回っているが、当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと認められる場合には、貸出条件緩和債権に該当することとなるのか。 10
- (問14) 「取引の総合的な採算を勘案して、…」とあるが、「総合的な採算」に該当する範囲とは、「債務者企業本体の取引」と「当該債務者企業の従業員全員の取引」と「当該債務者企業の代表者の影響力のある取引」を含めたもので判断してよいのか。 10
※ 「当該債務者企業の代表者の影響力のある取引」の例としては、代表者の人縁等の影響力により正常な取引が継続されている取引先(商工会、商店街協組等)が想定される。

- (問15) 「当該債務者に対する取引の総合的な採算」に勘案すべき要素とは何か。
また、個別債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、
担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点以外に、どのようなものが
考えられるか。 10
- (問16) 「競争上の観点」とは具体的にはどのようなケースが考えられるのか。 11
- (問17) 総合的な採算として勘案する要素として、担保・保証等による信用リスク等の
増減が規定されているが、根担保や根保証を設定している場合にはどのように
勘案すればよいか。 11
- (問18) 貸出金が、信用保証協会保証などの保証により100%保全されており、
信用リスクは極めて低いと考えられる場合で、調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)
を確保している場合であっても、当該債権が属する区分の基準金利を
上回っていなければ貸出条件緩和債権に該当することとなるのか。 11
- (問19) 「経営支援先に対する債権」について、「追加的支援の蓋然性が高い債務者に
対する貸出金」とする主旨如何。 12
- (問20) 「経営支援先に対する債権」は、「債権放棄やDES(デット・エクイティ・スワップ)
などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い」
場合と定義されている。このため、債権放棄などの支援を実施したが、追加的支援の
蓋然性が高いと認められない場合には、「経営支援先に対する債権」に
該当しないことから全額不開示としてよいのか。 12
- (問21) 「一部債権放棄を実施した債権」について、債権放棄額を債務者の財務状況等に
応じて決定している場合等には、貸出金の回収可能性が債務者に帰属しているため、
当該債務者に対する貸出金全体を開示する必要があるのか。 13
- (問22) 貸出条件緩和債権は、当該債権に係る「当該貸出金に対して基準金利が
適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、
又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合」に卒業することとされているが、
基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されたことによって、
一旦、貸出条件緩和債権から卒業したが、その後、基準金利が上昇し、
基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りを確保できなくなった場合には、
どのように考えればよいのか。 13
- (問23) 「当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金
に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると
見込まれる場合」とは、信用リスクが減少した時点での基準金利をベースに
考えるのか。 14

- (問24) 「当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少…」とあるが、
① 経営状況の改善とはどの程度を指すのか。
② 例えば、期間損益の黒字、債務超過の解消等があればよいのか。…………… 14
- (問25) 貸出条件緩和債権を有する債務者について、基準金利が適用される場合と
実質的に同等の利回りが確保されない場合であっても、個別貸出金単位では
緩和した条件を復元した場合には、貸出条件緩和債権は解除されると
考えてよいか。…………… 14
- (問26) 「特に、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により
経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は
貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。」とあるが、
① ここでいう金融支援とは具体的にどのようなものを指すのか。
② 当該経営再建計画に基づく貸出金とは、当該債務者に対する貸出金の
すべてが含まれると考えてよいのか。
③ 「当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に
同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、
当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなる」とあるが、
この場合認定されるのは過去貸出条件緩和債権に認定していた
貸出金のみが対象か。
④ 経営再建の「終了」時点ではなく「開始」時点における当該経営再建計画に
に基づくすべての貸出金が貸出条件緩和債権ではないと判断してよいのか。
あるいは「当該経営再建計画に基づく貸出金」というのは、当該計画開始後に
新たに実行した貸出金のみを指すと解釈すべきなのか。…………… 14
- (問27) 「実現可能性の高い」の要件として、
(1) 「一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。」
(2) 「二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、
当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。」
(3) 「三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に
厳しいものとなっていること。」
のそれぞれを規定してある主旨如何。…………… 15
- (問28) 「抜本的な」の要件として、
(1) 「概ね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を
排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう」
(2) 「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊
「中小企業融資編」を参照のこと」
の主旨如何。…………… 17
- (問29) 平成20年11月7日の「抜本的な」の要件に係る改正は、中小企業の資金繰りを
支援するための時限的な措置なのか。…………… 18

- (問30) 平成20年11月7日の「抜本的な」の要件に係る改正では、「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと」が加えられたが、大・中堅企業についてもこの考え方を準用できると理解してよいか。 18
- (問31) 平成20年11月7日の改正で、「抜本的な」の要件から「各金融機関毎に、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して、計画を踏まえた信用リスクの低下及び計画の不確実性を加味した基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれること。」が削除されたが、この改正は中小企業以外にも適用されるのか。また、改正前からの貸出条件緩和債権(平成20年11月7日以前に貸出条件が緩和された場合)についても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画が策定されればよく、金利改定を行う必要がないと考えてよいか。 19
- (問32) 条件変更の時点では、経営再建計画が策定されていなかったが、その後「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」を策定した場合には、卒業基準を満たすと判断して差し支えないか。また、条件変更の時点では、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たさない計画が策定されており、その後の状況の変化により、要件を満たすようになった場合も、卒業基準を満たすと判断して差し支えないか。 19
- (問33) 「私的整理に関するガイドライン」項番7「再建計画案の内容」の(2)、(3)及び「私的整理に関するガイドラインQ & A」のQ37との関係はどのように考えればよいか。具体的には、実質債務超過解消及び経常損益の黒字化は3年以内を目処に実現可能だが、再建計画が終了し正常先となるまでには概ね3年超を要する場合をどう考えるか。 20
- (問34) 中小企業再生支援協議会の記述の主旨。 20
- (問35) 「(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。」とあるが、これは、例えば、当該債務者の経営計画の計画期間が5年であったが、その後の業況の悪化により、明らかに5年では計画を達成できないことが明らかになった場合等を想定しており、この場合、計画の達成不可能が明らかになった時点で貸出条件緩和債権に該当することになるとの理解でよいか。 20
- (問36) 他行が保有していた貸出条件緩和債権を購入した場合には、引き続き貸出条件緩和債権に該当するのか。 21

(問37) コベナンツの変更・猶予を行った場合、貸出条件緩和債権に該当することとなるのか。 21

(問38) 21年4月10日に政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において取りまとめられた「経済危機対策」の趣旨を踏まえ、

- ① 日本政策投資銀行と協働した形での既存債務の条件緩和(実質的に既存債務の条件緩和として行われる更新融資を含む)を行う場合、又は
 - ② 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(改正産活法)の認定企業に対して、日本政策投資銀行による出資と協調して既存債務の条件緩和(実質的に既存債務の条件緩和として行われる更新融資を含む)を行う場合、
- これらの債権は貸出条件緩和債権に該当することとなるのか。 22

貸出条件緩和債権関係 Q&A

○総論

(問1) 監督指針における「貸出条件緩和債権」に係る規定のポイント如何。

(答)

監督指針における「貸出条件緩和債権」に係る規定のポイントは、I 基準金利の設定方法の明確化、II 経営再建・支援目的の明確化、III その他解釈の明確化、である。

I 基準金利の設定方法の明確化について

1. 平成 15 年 5 月に事務ガイドライン(現在は監督指針)が改正され、貸出条件緩和債権を判断する際に、適用金利と基準金利を比較することとされた。

基準金利は、「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」と定義されており、また、「経済合理性に従って設定されるべき」とされていたが、その経済合理性の解釈として、「設定が恣意的でなく、信用リスクに見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できるもの」ということのみが全銀協の「事務ガイドラインにおけるリスク管理債権額の開示の一部改正に関する Q&A」に示されていた。

2. そのため、独自に設定した方法に基づき算出した理論値を基準金利として用い、その金利が「通常適用される新規貸出実行金利」と大幅に乖離したものとなっているケースが一部にみられたところである。

こうした状況を踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定を機に、基準金利の設定方法の明確化を図ることとし、また、適用に際し必ずしも明確でなかったその他の規定についても、併せて明確化を図ることとした。

3. 具体的には、債務者の信用リスクに応じた適かつ精緻な区分を設け、区分ごとの新規貸出約定平均金利を基準金利とすることを明確にしつつ、当該新規貸出約定平均金利が「信用リスク等^注に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」(理論値)を著しく下回る場合には、当該金利を当該区分における基準金利とする旨を明示したところである。

(注) 監督指針の「開示区分」部分において、「信用リスク」とは債務者のデフォルトリスク(倒産確率)を意味し、「信用リスク等」という場合は、デフォルトリスクのみならず回収可能性等も勘案した貸出金にかかるリスクである。

II 経営再建・支援目的の明確化

1. 貸出条件緩和債権は、銀行法施行規則において、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金」とされている。
2. 基準金利の設定は、「債務者に有利となる取決め」の判定のためのものであるが、そもそも「債務者の経営再建・支援目的」が無いと認められる場合(例えば、当該条件緩和が、他の金融機関との競争上の観点から決定されたものであったり、当初約定時点から決められていたものであったりする場合。)には、貸出条件緩和債権に該当しないことを明確化した。

III その他解釈の明確化

その他、貸出条件緩和債権の判定の際に、個別債務者に対する取引の総合的な採算を勘案することや、新規貸出等、貸出条件の緩和を行っていない貸出金の取扱い、貸出条件緩和債権からの卒業基準などに係る規定を明確化した。

(問2) 中小・地域金融機関にも主要行等と同様の規定を設定するのか。それとも中小・地域金融機関の特性を踏まえた対応を行うこととなるのか。

(答)

貸出条件緩和債権に関する規定は、銀行法第21条第1項及び銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)で規定されている開示の要件を詳細に記したものであり、これら法令の適用範囲と同様、監督指針についても、主要行等と中小・地域金融機関の間で異なる取扱いをすべきものではない。

○各論

【基準金利】

(問1) 「信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること。」とはどういう意味か。

(答)

1. 基準金利とは、「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」であるため、基準金利を設定する際には、「同等な信用リスクを有している債務者」をグループ化する必要がある。
2. 具体的には、貸出条件緩和債権の判定の対象となる要注意先の債務者について、信用リスクを適切に反映した複数の区分を設け、それぞれの区分に応じた新規貸出約定金利^{注1}を貸出金額で加重平均するという算出方法により、基準金利を設定することとする。

(注1) 貸出形態等にかかわらず、債務者の信用リスクに応じた区分を行っている場合で、かつ、区分に属する新規(過去1年以内に新規約定を締結した)貸出債権であればすべて平均金利に勘案することとするが、割引手形といった債務者の信用リスクに関連しない金利で実行されるものについては、平均金利に勘案しないことは認められる。

(注2) なお、区分における新規貸出約定金利のサンプルが少ない等により適切な平均金利の算出が困難な場合には、すべての区分の平均金利の算出において「新規貸出」と認める期間を過去2年間以上に延長する方法や、その区分に限り理論値を採用するといった方法により算出することを妨げないこととする。

3. なお、単なる「要管理先」及び「その他要注意先」の区分は、信用リスクに基づく区分とは言えないことに留意が必要である。

また、過去のデータ蓄積が不十分である等により信用リスクの精緻な計測を行うことができない場合には、要注意先全体を一つの「同等な信用リスクを有している債務者」のグループとみなし、基準金利を設定することも当面認められるが、データの蓄積等を行った上で、将来的には信用リスクに応じた適切かつ精緻な区分を設けることが望ましい。

(問2) 「基準金利は経済合理性に従って設定されるべきである」とあるが、その中で、基準金利を、理論値ではなく新規貸出約定平均金利としている主旨如何。

(答)

1. 貸出条件緩和債権の判定基準は、①再建・支援目的で貸出条件の改定等が行われ、かつ、②信用リスク等^{注1}に見合ったリターンが確保できていない場合であるかどうかである。

(注1) 監督指針の「開示区分」部分において、「信用リスク」とは債務者のデフォルトリスク(倒産確率)

を意味し、「信用リスク等」という場合は、デフォルトリスクのみならず回収可能性等も勘案した貸出金にかかるリスクである。

2. その判定に必要となる基準金利とは、信用リスク等に見合ったリターンが確保できているかどうかの判定に当たり、貸出条件緩和債権に対する適用金利と比較するためのものであり、定義上、「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」とされており、また、「経済合理性に従って^{注2}設定されるべき」とされている。

(注2) なお、「経済合理性に従って」いるということの挙証責任は、経営情報を有する金融機関側にあるものと考えられる。

3. ところが、基準金利が満たすべき「経済合理性」の解釈としては、かつて、「設定が恣意的でなく、信用リスクに見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できるもの」ということしか規定されていなかったため、独自に設定した方法に基づき算出した「理論値」を基準金利として用い、その金利が「通常適用される新規貸出実行金利」と大幅に乖離したものとなっているケースが一部にみられたところである。
4. 当該規定の主旨は、基本的には、新規貸出約定平均金利が基準金利である旨をより明確化することで、このように一部にみられた実態と大幅に乖離した基準金利の設定方法を、より金融取引実態に即したものに修正することである。

(問3) 基準金利を新規貸出約定平均金利とすると、元本回収リスクをカバーできていない金利であっても、基準金利として認めることとなるのか。

(答)

1. 当該規定の主旨は、かつて、基準金利としている金利が、場合によっては実態と大幅に乖離する場合があったことに鑑み、基本的には新規貸出約定平均金利が基準金利である旨を明確化することであって、貸出条件緩和債権の判定基準が、①再建・支援目的で貸出条件の改定等が行われ、かつ、②信用リスク等に見合ったリターンが確保できていない場合であるかどうかであることを否定するものではない。
2. 従って、基本的には金融機関が適切にリスクを反映していると考えられる新規貸出約定平均金利を基準金利とすることとし、一方、新規貸出約定平均金利がある信用区分において、信用リスクのみならず回収可能性等も勘案した上で「信用リスク等」に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利(理論値)を著しく下回る場

合には、当該方法により求めた金利(理論値)を基準金利とすることとしている。

3. こうした新規貸出約定平均金利や理論値は区分ごとに定めるため、基準金利は区分における平均的な元本回収リスクを反映しているものである。個別債権の元本回収リスクと平均的な元本回収リスクの差異は、総合的な採算を算出する際に勘案されることとなる。

(問4) 「新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること。」とあるが、
(1) 「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」とは何か。
(2) 「著しく下回る」とは、具体的に何%程度を想定しているのか。

(答)

(1) 「信用リスク等」とは、信用リスク(倒産確率)だけでなく、回収可能性等も勘案した貸出金にかかるリスクである。従って、「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」とは、理論的には $[(\text{倒産確率} \times \text{倒産時損失率}) / (1 - \text{倒産確率} \times \text{倒産時損失率})]$ に調達レートと経費率を加えたものであるが、各金融機関がそれぞれのデータ蓄積状況や、貸倒引当金の算出方法等に応じて、合理的に算出しているものであれば差し支えない。

倒産確率(PD)や倒産時損失率(LGD)を用いる場合には、貸倒引当金の算出等にあたって合理的な PD 及び LGD を用いているのであれば、その算出にあたっての考え方と整合的であることが望ましい。特に与信判断に用いる金利の算出にあたって合理的なPDやLGDを用いている場合は、基準金利の算定にも同じものを利用することが求められる。

(2) (1)で求めた金利(理論値)と新規貸出約定平均金利との乖離については、金融機関ごとのビジネスモデルや債権のポートフォリオ等により異なるものであり、当局が機械的・画一的に(問題となる)乖離幅を定めることは適当でない。

(問5) 同一金融機関で、信用リスクに基づく区分ごとに基準金利の設定が「新規貸出約定平均金利」を使用したり、「他の方法」を使用したりすることは、許容されるのか。

(答)

1. 基準金利の設定に際しては、信用リスクに基づく区分ごとに基準金利を算出する必要があ

るが、その場合、原則として同一の算出方法によることとする。従って、基本的には、すべての区分において新規貸出約定平均金利を基準金利とするという、一貫した取扱いを行う必要がある。

2. ただし、仮にそうして基準金利として設定した金利が、ある区分において信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利(理論値)を著しく下回る場合には、当該金利(理論値)を、当該区分における基準金利とする。

(注) 当該規定は区分ごとの基準金利の算出を求めるものであり、同一区分内で複数の基準金利の算出を前提としているものではない。

(問6) リスク管理債権は、金融機関の単体ベース及び連結ベースにて開示することが必要であるが、連結ベースで開示する場合には、連結ベースにて基準金利を設定する必要があるのか。また、総合的な採算を勘案するにあたっても金融機関側、債務者側ともに連結ベースで判断するのか。

(答)

1. 基準金利は、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利であり、新規貸出において通常適用している金利レートは個々の金融機関の状況に応じて区々である。

このため、連結ベースにてリスク管理債権を開示する場合であっても、基準金利の設定は個々の金融機関の状況に応じて、基本的にはそれぞれの金融機関ごとに行うことが適当である。

2. 基準金利との比較を行う総合的な採算についても同様であり、金融機関側、債務者側ともに基本的には単体ベースにて判断することが適当である。

(問7) 金融機関によっては未だに信用格付けなどを行っておらず、「基準金利」を算出していないところも見受けられる。そのような場合には、債務者の実態により、貸出条件緩和債権か否かを判断することとなるのか。

(答)

1. 貸出業務は、金融機関の本来業務のひとつである。従って、貸出金の金利水準は、小売業における販売価格と同様、極めて重要な要素である。

2. 少なくとも債務者区分ごとの新規貸出約定平均金利の算出は可能であると考えられるし、また、金融検査マニュアルにあるような債務者区分ごとの予想損失率の算出が定着してきており、少なくとも債務者区分ごとに信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利(理論値)を算出することも十分可能と考えられる。
3. いずれにせよ、各金融機関においては、適切な方法で求めた理論値と新規貸出約定平均金利を比較した上で、著しい乖離の有無についての合理的な説明が可能な形で、区分ごとの基準金利を設定する必要がある。

(問8) 過去に条件緩和を行ったが、その時点での基準金利と照らし合わせ、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると認められ、貸出条件緩和債権にならなかった。その後、金融経済情勢等の変化等により基準金利が引き上げられ、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと認められるに至った場合、その時点で当該債権は貸出条件緩和債権となるのか。

(答)

過去に条件緩和をした時点において、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると認められ、貸出条件緩和債権にならなかった債権について、その後の基準金利の変化のみをもって、(条件の変更がないまま、)貸出条件緩和債権に自動的に認定されることはない。

(問9) 基準金利は、「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」としているが、同等な信用リスクを有している債務者に対する貸出金について、担保・保証の差異や与信期間の差異等はどのように勘案されるのか。

(答)

1. 基準金利は、同等な信用リスクを有する債務者のグループごとに決定されるものであり、基準金利を設定する段階では、個々の貸出金の担保・保証の差異等は勘案されない可能性がある。
2. 担保・保証の差異等の個々の貸出金の属性は、債務者からの他の収入等も含め、基準金利ではなく「当該債務者に対する取引の総合的な採算」に勘案されることとなる。

(注) 「総合的な採算」への勘案について、具体的な担保物件の価値や保証者の信用力、活動中の先の信用リスク等、それに見合ったリターンの算定、判断の方法は、各金融機関において、業務の健

全かつ適切な運営を確保するための基礎的な事項として、それぞれ開発・研鑽すべきものであるが、例えば以下のような方法が考えられる。

- i) LGDを非保全率で代替している金融機関において、ある債権の保全率が基準金利に反映されている平均的な保全率を大幅に上回っているとすると、当該保全率の差(非保全率の差)に当該区分の倒産確率を掛けた値を、当該債権の貸出金利に上乗せして基準金利と比較するなどの方法により、「基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否か」を判断することが考えられる。
- ii) 与信期間についても、その差を同様に平均PDや平均LGDとの差異として算出した上で、貸出金利に反映させるなどの方法により、「基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否か」を判断することが考えられる。

【経営再建・支援目的】

(問10) 「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかと、「債務者に有利となる取決め」を行っているかどうかは、貸出条件緩和債権の判定上どのような関係にあるのか。

(答)

1. 「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いない場合には、たとえ「債務者に有利となる取決め」を行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。
2. 従って、金利減免や元本返済猶予等の貸出条件の改定を実施し、当該債務者に対する総合的な採算を勘案しても基準金利と同等の利回りが確保されていない債権は、「債務者に有利となる取決め」が行われたと認められる債権であるが、その場合であっても、例えば当該条件変更が、(1)正常先の債務者に対して行われるもの、(2)他の金融機関との競争上の観点から決定されたもの、(3)当初約定時点から決められていたもの、(4)住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合等には、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」ないと認められ、貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。

また、正常な運転資金を短期貸出にて同一条件で反復継続している貸出金で実態的に経営再建又は支援を目的としていないことが合理的に説明可能な場合にも、当該貸出金は基準金利、総合採算の如何によらず貸出条件緩和債権に該当しないこととなる。

(問11) 他行よりの借換攻勢に対し、防衛目的での他行提示金利程度までの金利引下げは、「競争上の観点」からの改定として「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし

て」いないと認められるのか。

(答)

他の金融機関との競争上の観点から現状の金利を適用することが取引継続のため必要とされるような場合には、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いないと認められる。ただし、その場合においても、中長期的には総合採算においてリスクに見合ったリターン(利回り)が確保される展望が必要である。

【総合採算】

(問12) 「担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保」されている場合とは、具体的にどのような場合なのか。また、その利回りはどのように算定するのか。

破綻先については、担保・保証等からの回収結果から、結果的に、その債務者利回りを計算できるが、要注意先について、「担保・保証等による信用リスクの減少により、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されるか否か」をどのように判断するのか。

(答)

- 「担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保」されている場合とは、担保物件の価値や保証者の信用力等によって当該貸出金の信用リスク等が減少し、減少後の信用リスク等に見合ったリターンが確保されている場合をいう。
- なお、具体的な担保物件の価値や保証者の信用力、活動中の先の信用リスク等、それに見合ったリターンの算定、判断の方法は、各金融機関において、業務の健全かつ適切な運営を確保するための基礎的な事項として、それぞれ開発・研鑽すべきものと考えられる。

(注) 例えば、LGDを非保全率で代替している金融機関において、ある債権の保全率が基準金利に反映されている平均的な保全率を大幅に上回っているとすると、当該保全率の差(非保全率の差)に当該区分の倒産確率を掛けた値を、当該債権の貸出金利に上乗せして基準金利と比較するなどの方法により、「基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否か」を判断することが考えられる。

(問13) 条件緩和後の貸出金の適用金利が基準金利を上回っているが、当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと認められる場合には、貸出条件緩和債権に該当することとなるのか。

(答)

条件緩和後の貸出金の適用金利が基準金利を上回っていても、例えば当該貸出金に係る担保・保証が、基準金利算定における当該債務者の属する区分の平均的な担保・保証よりも少ないことなどから、当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと認められる場合には、貸出条件緩和債権に該当することとなる。

(注) ある債務者に対して複数の貸出金を有する場合で、債務者に対する取引の総合的な採算が基準金利を下回っている場合に開示対象となるのは、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと認められる個々の貸出金であり、貸出金にかかる総合的な採算が基準金利を上回っている債権までもが開示対象となるわけではないことに留意が必要である。

(問14) 「取引の総合的な採算を勘案して、…」とあるが、「総合的な採算」に該当する範囲とは、「債務者企業本体の取引」と「当該債務者企業の従業員全員の取引」と「当該債務者企業の代表者の影響力のある取引」を含めたもので判断してよいのか。

※「当該債務者企業の代表者の影響力のある取引」の例としては、代表者の人縁等の影響力により正常な取引が継続されている取引先(商工会、商店街協組等)が想定される。

(答)

「取引の総合的な採算」に該当する範囲は、「金融機関と当該貸出金の債務者企業との取引」であり、基本的には債務者企業の範囲を拡大すべきではないと考えるが、個々のケースに当たっては、債務者の実態を勘案し判断することとなる。

(問15) 「当該債務者に対する取引の総合的な採算」に勘案すべき要素とは何か。また、個別債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点以外に、どのようなものが考えられるか。

(答)

1. 総合的な採算に勘案すべき要素としては、当該債務者から貸出期間にわたって継続的に見込める収益、或いは一時的であっても合理的な計算に基づき貸出期間全体にわたって配分可能である収益であり、間接費用を含む費用を控除した後の利益で勘案するものである。将来

の収益については、貸出期間にわたってその収入が確実に得られることが合理的に説明可能である場合のみ、勘案することができる。

2. その他の要素としては、信託銀行等における証券代行手数料、年金受託手数料、不動産仲介手数料などの役務取引等収益が、「当該債務者に対する取引の総合的な採算」に勘案すべき対象となる。

(問16) 「競争上の観点」とは具体的にはどのようなケースが考えられるのか。

(答)

例えば他の金融機関との競合上、現在の貸出金利水準が当該債務者の信用リスク等に比べ低く設定されている場合等が考えられる。

(問17) 総合的な採算として勘案する要素として、担保・保証等による信用リスク等の増減が規定されているが、根担保や根保証を設定している場合にはどのように勘案すればよいのか。

(答)

1. 根担保や根保証は、一定の範囲に属する不特定の債権を保全するものであり、保全する債権が確定するまでは、個別の債権のみを保全するものではないことから、総合的な採算を勘案するにあたって、根担保や根保証による信用リスク等の増減については、被担保等債権全体に均等に勘案される必要がある。
2. 但し、既に他の手段(特定担保や特定債務保証等)で信用リスク削減効果が勘案されている債権部分を除いて均等に勘案することを妨げるものではない。

(問18) 貸出金が、信用保証協会保証などの保証により 100% 保全されており、信用リスクは極めて低いと考えられる場合で、調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)を確保している場合であっても、当該債権が属する区分の基準金利を上回っていなければ貸出条件緩和債権に該当することとなるのか。

(答)

1. 適用金利が、当該債権が属する区分における基準金利を下回るとしても、保証による信用リスク等の低下を含む取引の総合的な採算を勘案し、当該貸出金に対して基準金利が適用さ

れる場合と実質的に同等の利回りが確保されている場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。

2. 特に、担保(優良担保、一般担保を問わない)や信用保証協会保証などの保証(優良保証、一般保証を問わない)等により 100% 保全されている貸出金は信用リスク等が極めて低いと考えられ、当該貸出金に係る調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)を確保していれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると判断して差し支えないものと考えられる。

【経営支援先に対する債権】

(問19) 「経営支援先に対する債権」について、「追加的支援の蓋然性が高い債務者に対する貸出金」とする主旨如何。

(答)

1. 「経営支援先に対する債権」については、運用上「必要となる支援の決定を行う方針」を固めているか否かの形式的な要件のみにより判定していたわけではなく、追加的支援の蓋然性について検証することとされており、当該記述 は、実際の運用に合わせ、規定したものである。
2. 経営再建計画が策定された債務者については、当該計画に基づき金融支援が開始された債務者について、債権放棄などを行い、今後はこれを行わないことが見込まれる状態にあるのが通常と考えられるが、そうした状態であっても、「計画には織り込んでいないが、将来的に、再建計画の管理を行う中で、追加の支援を含む計画の見直しが必要となる可能性が高い」場合があり、そうした場合における当該計画に基づく債権は、貸出条件緩和債権に該当することとなる。

(問20) 「経営支援先に対する債権」は、「債権放棄や DES(デット・エクイティ・スワップ)などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い」場合と定義されている。このため、債権放棄などの支援を実施したが、追加的支援の蓋然性が高いと認められない場合には、「経営支援先に対する債権」に該当しないことから全額不開示としてよいのか。

(答)

1. 債務者に対して債権放棄やDESなどを実施し、追加的支援の蓋然性が高い場合には、「経営支援先に対する債権」に該当し、債務者単位で貸出金全体を開示することとなる。

2. 一方、債権放棄やDESなどを実施したが、追加的支援の蓋然性が高いと認められない場合には、当該債務者に係る債権は、「経営支援先に対する債権」に該当しないが、その場合であっても、個々の貸出金について、「一部債権放棄を実施した債権」等、他の貸出条件緩和債権の定義に該当する場合には開示する必要がある。

【一部債権放棄を実施した債権】

(問21) 「一部債権放棄を実施した債権」について、債権放棄額を債務者の財務状況等に応じて決定している場合等には、貸出金の回収可能性が債務者に帰属しているため、当該債務者に対する貸出金全体を開示する必要があるのか。

(答)

- 「一部債権放棄を実施した債権」は、「元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債」と定義されており、債権放棄額の算出方法の如何に関わらず、債権放棄後の残債を債権単位で開示することで差し支えない。
- なお、債権放棄に際し、開示を逃れるために意図的に債権を分割している場合には、本来開示すべき債権が開示されないこととなるため、分割をする前の当該貸出金の残債を開示する必要がある旨、規定されているところ。

【卒業基準】

(問22) 貸出条件緩和債権は、当該債権に係る「当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合」に卒業することとされているが、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されたことによって、一旦、貸出条件緩和債権から卒業したが、その後、基準金利が上昇し、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りを確保できなくなった場合には、どのように考えればよいのか。

(答)

一旦、貸出条件緩和債権から卒業した場合には、再度、債務者の経営再建・支援を図ることを目的に、債務者に有利な取決めを行わなければ、貸出条件緩和債権には該当しない。

ただし、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されることによって、貸出条件緩和債権に該当しないものと判断している場合に、その判断の前提となる計画について、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の要件を欠く

こととなり、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、再度、貸出条件緩和債権に該当することに留意する必要がある。

(問23) 「当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合」とは、信用リスクが減少した時点での基準金利をベースに考えるのか。

(答)

そのような理解で差し支えない。

(問24) 「当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少…」とあるが、

- ① 経営状況の改善とはどの程度を指すのか。
- ② 例えば、期間損益の黒字、債務超過の解消等があればよいのか。

(答)

「当該債務者の経営状況」の「改善」は、各金融機関が、その業務の基本要素として、具体的な事案に沿って個別に判断すべき事柄であるが、例えば、キャッシュフローの相当程度の改善、期間損益の黒字化、債務超過の解消等があれば、「改善」と判断できると考えられる。

(問25) 貸出条件緩和債権を有する債務者について、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されない場合であっても、個別貸出金単位では緩和した条件を復元した場合には、貸出条件緩和債権は解除されると考えてよいか。

(答)

過去に緩和した条件を復元した場合であっても、当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案した上で、信用リスク等に見合ったリターンが確保されていない場合には、貸出条件緩和債権は解除されないこととなる。

【実現可能性の高い抜本的な経営再建計画】

(問26) 「特に、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。」とあるが、

- ① ここでいう金融支援とは具体的にどのようなものを指すのか。

- ② 当該経営再建計画に基づく貸出金とは、当該債務者に対する貸出金のすべてが含まれると考えてよいのか。
- ③ 「当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなる」とあるが、この場合認定されるのは過去貸出条件緩和債権に認定していた貸出金のみが対象か。
- ④ 経営再建の「終了」時点ではなく「開始」時点における当該経営再建計画に基づくすべての貸出金が貸出条件緩和債権ではないと判断してよいのか。あるいは「当該経営再建計画に基づく貸出金」というのは、当該計画開始後に新たに実行した貸出金のみを指すと解釈すべきなのか。

(答)

- ① 金融支援の内容としては債権放棄、元本返済猶予といった支援及びその組み合わせが想定される。なお、新規融資(運転資金)支援は含まない。
- ② 当該経営計画に基づく貸出金とは、経営再建計画の開始時に存在した貸出金とその後に計画に基づいて支援した貸出金が含まれる。
- ③ 過去認定した貸出条件緩和債権のほかに、計画開始後債務者の支援を目的として貸出条件緩和を実施した貸出金が対象になる。一方、貸出条件緩和を行っていない貸出金は原則として対象外となる。
- ④ 経営再建の「終了」時点ではなく計画に沿った金融支援の「実施」時点における当該経営再建計画に基づく貸出金はすべて貸出条件緩和債権には該当しないと考えて差し支えない(計画期間の開始時点やリストラ等の着手時点ではなく計画に沿った金融支援の実施による経営再建の開始時点であることに留意。)。

(注) なお、金融支援の実施後に経営再建計画を策定した場合には、計画期間の開始時点をもって金融支援の実施時点とみなして差し支えない(経営再建計画を踏まえた追加的な金融支援の実施を求めるものではない)。

(問27) 「実現可能性の高い」の要件として、

- (1) 「一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。」
- (2) 「二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。」
- (3) 「三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。」

のそれぞれを規定してある主旨如何。

(答)

1. 貸し手の金融機関と借り手の企業間で再建計画を策定し事業再生を進めていく場合、当該企業に対する債権が貸出条件緩和債権(要管理債権)から上方遷移するために再建計画が満たすべき基準としては、①「実現可能性の高い」及び②「抜本的な」という大別して2つの要件を満たすことが必要である旨規定している。
2. このうち、「実現可能性の高い」という要件として、3つの要素を掲げているが、それぞれの趣旨は、以下のとおり。

(1) 「一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。」

経営再建計画には、メイン行、非メイン行を含め多数の関係者が関与しており、これら関係者の同意が得られていることを確実にチェックする必要がある。

具体的には、「計画の実現に必要な関係者との同意」とは、経営再建計画の計画に沿った実行が妨げられないよう、予め契約等により計画に協力する(又は反対をしない)旨の意思を確認しておく必要があるすべての関係者の計画に協力する意思を指す。また、こうした「同意」の性格上、当該意思表示は、書面等によって明確に確認できることが必要である。

(2) 「二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。」

規模の大きな企業の再生については、資産売却等のリストラが逐次実施され、それに応じて債権放棄等の金融支援が行われる内容の計画となることもあるが、こうしたすべての金融支援が計画策定時に織り込まれている必要がある。

(3) 「三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。」

計画における売上高等の想定は、当然のことながら、当該企業の事業価値や事業環境に照らして十分現実的なものである必要がある。

(注) 「三」においては、再建計画の実現性の検証に当たって、「売上(高)」=「事業の継続性と収益性の見通し」と「利益」=「キャッシュフローによる債務償還能力」を重要視しており、主な検証ポイントとして例示している。

(問28) 「抜本的な」の要件である、

- (1) 「概ね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう」
 - (2) 「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと」
- の主旨如何。

(答)

1. 貸し手の金融機関と借り手の企業間で再建計画を策定し事業再生を進めていく場合、当該企業に対する債権が貸出条件緩和債権(要管理債権)から上方遷移するために再建計画が満たすべき基準としては、①「実現可能性の高い」及び②「抜本的な」という大別して2つの要件を満たすことが必要である旨規定している。

2. このうち、「抜本的な」という要件の趣旨は、以下のとおり。

(1) 「概ね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう」

再建計画の内容は短期間に徹底した経営改善を進めるものであることが必要であり、

i) 期間については、「私的整理に関するガイドライン」や旧産業再生機構の「支援基準」において3年が目処とされていること

ii) 徹底した経営改善の結果、3年後に到達すべき状態については、

- ・「私的整理に関するガイドライン」においては「経常黒字化・実質債務超過解消」が求められていること
- ・機構の「支援基準」においては、これらに加え、「有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内となること」、「新たなスポンサーの関与等によりリファイナンスが可能と見込まれること」等が求められていること

を踏まえ、抜本的と認め得る再建計画の内容は、対象債務者が「3年後」に「正常先」となるようなものでなければならぬと考えられる。

(2) 「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。」

中小企業においては、大企業と比較してリストラの余地も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。そこで、

i) 監督指針が「債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長」を認めていること、

ii) 「私的整理に関するガイドライン」において、「中小企業においては合理的な理由があれば、柔軟な活用もあり得る」としており、中小企業の再建計画の策定を実務的にサポ

ートする中小企業再生支援協議会においても、これを踏まえ、債務超過の解消年数は5年以内としていること、

iii) 検査マニュアルでは概ね5年以内(5~10年で概ね計画どおり進捗している場合を含む)に正常先となる経営改善計画が策定されていれば破綻懸念先から要注意先以上へのランクアップを認めていること

等を勘案し、中小企業に限り、検査マニュアルを参照して、卒業基準(要管理債権からのランクアップ基準)を「計画期間が概ね5年以内(5~10年で概ね計画どおり進捗している場合を含む)で、計画終了後正常先となる経営改善計画が策定されていること」に緩和することとしている(※)。

(※) 金融検査マニュアルにおける「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」を、監督指針における「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と同義とみなして、差し支えない。

(※) 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画については、「金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能となる場合」は計画終了時点における債務者区分が要注意先でも差し支えない。

(問29) 平成20年11月7日の「抜本的な」の要件に係る改正は、中小企業の資金繰りを支援するための時限的な措置なのか。

(答)

平成20年11月7日の改正は、中小企業の資金繰り支援のための臨時的・時限的な措置ではなく、大企業と比べてリストラの余地も小さく、経営改善に時間がかかることが多いという中小企業の特性を踏まえた恒久的な措置である。

(問30) 平成20年11月7日の「抜本的な」の要件に係る改正では、「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと」が加えられたが、大・中堅企業についても、この考え方を準用できると理解してよいか。

(答)

1. 本規定の趣旨は、あくまで債務者が中小企業である場合に、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」の参照を認めるものである。
2. ただし、「債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない」とあるとおり、大・中堅企業であっても、その規模又は事業の特質を踏まえた計画期間

の合理的な延長は排除されるものではない。

(問31)平成20年11月7日の改正で、「抜本的な」の要件から「各金融機関毎に、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して、計画を踏まえた信用リスクの低下及び計画の不確実性を加味した基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれること。」が削除されたが、この改正は中小企業以外にも適用されるのか。

また、改正前からの貸出条件緩和債権(平成20年11月7日以前に貸出条件が緩和された場合)についても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画が策定されればよく、金利判定を行う必要がないと考えてよいか。

(答)

1. (前段について)平成20年11月7日の改正により、経営再建計画の期間中において基準金利と同等の利回りの確保を求める要件は課されることとなる。当該改正は、大企業等についても適用されるものである。
2. (後段について)平成20年11月7日以前に貸出条件緩和債権となっていた債権についても、平成20年11月7日以降においては、ご指摘のとおり、当該要件は課されることとなる。

(問32)条件変更の時点では、経営再建計画が策定されていなかったが、その後「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」を策定した場合には、卒業基準を満たすと判断して差し支えないか。また、条件変更の時点では、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たさない計画が策定されており、その後の状況の変化により、要件を満たすようになった場合も、卒業基準を満たすと判断して差し支えないか。

(答)

1. 「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」が策定されているかどうかは、自己査定の都度、その時点での材料を基に判断を行うことになる。したがって、条件変更を行った時点で経営再建計画が策定されていない、あるいは条件変更を行った時点の経営再建計画が「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていない場合であっても、自己査定の時点で「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たす計画が策定されれば、卒業基準を満たすことになる。
2. なお、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件のうち、計画期間については、

計画が策定されてから終了するまでの期間ではなく、自己査定を行った時点から計画が終了するまでの期間で判断する。

(問33) 「私的整理に関するガイドライン」項番7「再建計画案の内容」の(2)、(3)及び「私的整理に関するガイドラインQ & A」のQ37との関係はどのように考えればよいか。

具体的には、実質債務超過解消及び経常損益の黒字化は3年以内を目処に実現可能だが、再建計画が終了し正常先となるまでには概ね3年超を要する場合をどう考えるか。

(答)

1. 「私的整理に関するガイドライン」に基づき再建を行うに当たって、再建計画終了時点で、債務者区分は正常先となることを想定している場合(Q37 参照)には、「私的整理に関するガイドライン」に基づく再建計画は、本項の「抜本的な」の条件に該当するものとして差し支えないと考える。
2. また、仮に、(注2)に該当しない場合であっても、計画が順調に進捗するなどの結果、(注4)の前段の記載に該当するかどうかを検証することとなる。

(問34) 中小企業再生支援協議会の記述の主旨。

(答)

1. 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画については、「当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。」旨規定されている。
2. 当該計画が(注1)及び(注2)を満たしている以上、中小企業再生支援協議会の策定支援の有無に関わらず、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と認められるところ、同協議会の、中小企業の再生支援を行う公的機関としての役割の重要性に鑑み、確認的に中小企業再生支援協議会について、記述したところである。

(問35) 「(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基

づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。」とあるが、これは、例えば、当該債務者の経営改善計画の計画期間が5年であったが、その後の業況の悪化により、明らかに5年では計画を達成できないことが明らかになった場合等を想定しており、この場合、計画の達成不可能が明らかになった時点で貸出条件緩和債権に該当することになるとの理解でよいか。

(答)

そのような理解で差し支えない。

「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」によって貸出条件緩和債権に該当しないこととなった債権については、その後要件を満たさなくなった場合に、約定条件の変更を経なくとも再び貸出条件緩和債権に該当することとなる。

なお、当該規定は、債務者に係る経営再建計画が当初の実現可能性、抜本性を満たさなくなつた場合には、直ちに当該債務者の貸出金について厳格な資産判定をすべきとの理由から規定されているものであることに留意が必要である。

【その他】

(問36) 他行が保有していた貸出条件緩和債権を購入した場合には、引き続き貸出条件緩和債権に該当するのか。

(答)

他行が保有していた貸出条件緩和債権を適正な価額(購入者利回り等を勘案し、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると認められるような価額設定の場合等、債権の取得価額が債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合)で購入した場合には、取得後、新たな条件緩和措置を採っていない限り、貸出条件緩和債権に該当しないものと判断して差し支えないと考える。

(問37) コベナンツの変更・猶予を行った場合、貸出条件緩和債権に該当することとなるのか。

(答)

1. コベナンツの変更・猶予そのものは、貸出金の金利や返済期間の変更等の貸出条件の緩和を行うものではなく、債務者に対する取引の総合的な採算には何ら影響を与えるものではない。従って、コベナンツの変更・猶予のみをもって、「貸出条件緩和債権」に該当すると判断するには及ばない。

2. ただし、債務者の経営が著しく悪化しており、金利減免や元本返済猶予等をコベナンツの変更・猶予と併せて行ったことにより、取引の総合的な採算に影響が及んでいる場合には、貸出条件緩和債権に該当するか否かを検証しなければならないことに留意が必要である。

【日本政策投資銀行との協働】

(問38) 21年4月10日に政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において取りまとめられた「経済危機対策」の趣旨を踏まえ、

- ① 日本政策投資銀行と協働した形での既存債務の条件緩和(実質的に既存債務の条件緩和として行われる更新融資を含む)を行う場合、又は
- ② 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(改正産活法)の認定企業に対して、日本政策投資銀行による出資と協調して既存債務の条件緩和(実質的に既存債務の条件緩和として行われる更新融資を含む)を行う場合、
これらの債権は貸出条件緩和債権に該当することとなるのか。

(答)

1. 日本政策投資銀行と協働して既存債務の条件緩和(実質的に既存債務の条件緩和として行われる更新融資を含む)を行う場合(更新融資に対して日本政策投資銀行が保証を付す場合を含む)であっても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されているときには、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。
2. また、改正産活法の認定企業に対して、日本政策投資銀行による出資と協調して既存債務の条件緩和(実質的に既存債務の条件緩和として行われる更新融資を含む)を行う場合も、同法に基づく認定計画が、監督指針における経営再建計画の要件を満たしているときには、当該認定計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。